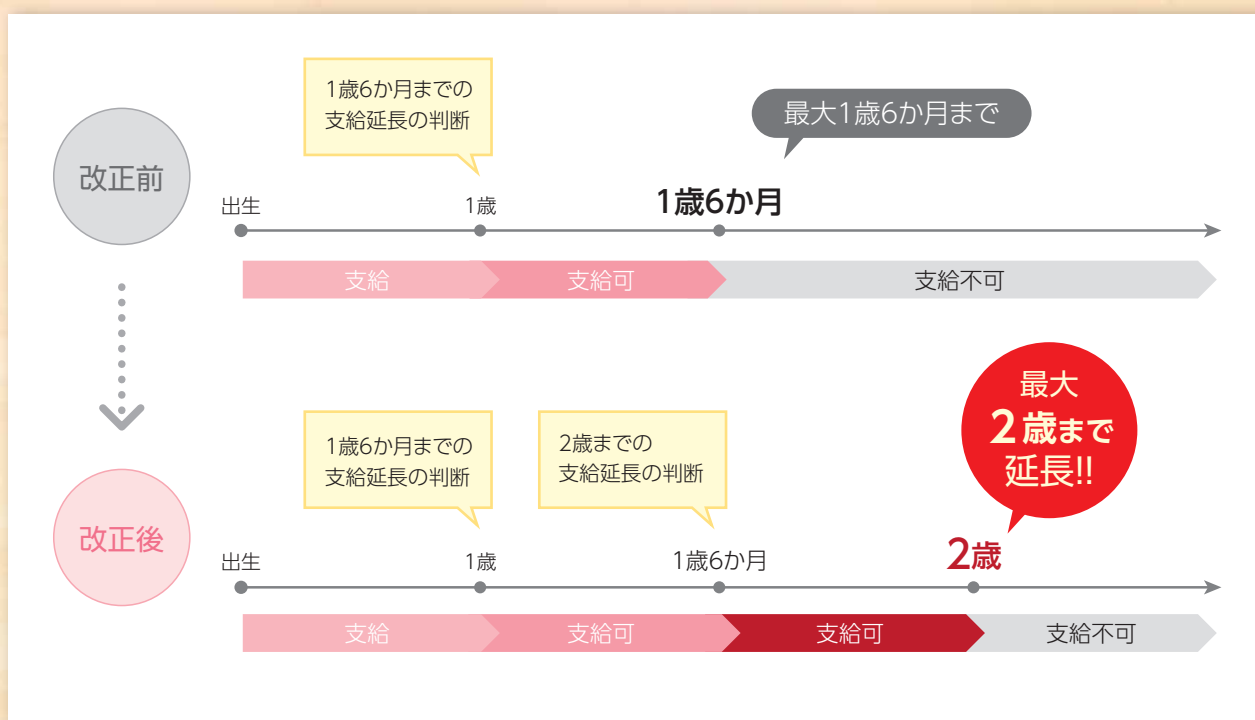




平成29年10月1日より 育児休業手当金の支給期間の 延長に係る取扱いが改正になりました。

育児休業等に係る子が1歳6か月に達した日後の期間についても育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合には、その子が2歳に達するまで、支給期間を延長することができるようになりました。(パパ・ママ育休を含む。)



※延長の要件については、現行の1歳に達した日時から1歳6か月に達する日まで支給期間を延長する際の要件を準用します。

※パパ・ママ育休プラスの場合の支給期間延長について、1歳を超えてパパ・ママ育休を取っている人は、当該育休が終了する時点で延長の可否を判断することとなります。(前頁参照)

総務省令で定める場合とは、次の①、②のとおりです。

- ①育児休業に係る子について、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- ②常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - イ 死亡したとき
 - ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき
 - ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき
 - ニ 6週間(多胎妊娠にあつては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

被扶養者(特別認定)の資格確認調査を終えて

被扶養者の資格確認のため、平成29年8月から9月にかけて調査を行いました。

調査の結果、就職等や収入超過により認定取消となるケースが多数見受けられました。認定取消になると、取消日以降に病院等で組合員証を使用していた場合、共済組合に医療費を返還することになります。長い期間を遡って認定が取り消された場合は、医療費の返還額も高額になることがあります。

そのようなことのないよう、被扶養者の収入状況を常に確認し、被扶養者の要件を欠くに至ったときは、速やかに所属所を通じて共済組合へ被扶養者取消申告(被扶養者証の返納)を行ってください。

◆取消になった主な事例(遡及の取消38件ありました。)

事 例	取 消 日	注 意 事 項
就職により他の健康保険に加入していた	就職日 健康保険資格取得日	新しい健康保険証の(写)の提出が必要です
父母が新たに老齢基礎年金等を受給開始したことにより、年金額が増え収入額が年間180万円を超過した	年金証書・年金改定通知書等を受領した日	年金証書(写)・年金等の改定通知書(写) 遺族年金、障害年金は、所得証明書に記載されないため、受給有無を必ず確認してください
配偶者等が、個人年金を受給するようになった	個人年金を受け取った日	公的年金では、ありませんので認定基準額130万円未満です ※控除する額はありません
アルバイト等の雇用契約書で130万円以上の所得が見込まれるとわかった	雇用日	収入額には、交通費(通勤手当)も含まれます
パート・アルバイト等の賃金等が、3か月連続して月額108,334円以上支給された	賃金等が翌月払い ……3か月目の支払日の翌日 賃金等が当月払い ……4か月目の1日	収入額には、交通費(通勤手当)も含まれます 離れて住んでいる場合も、常に収入の確認を行ってください

◆被扶養者の認定基準額

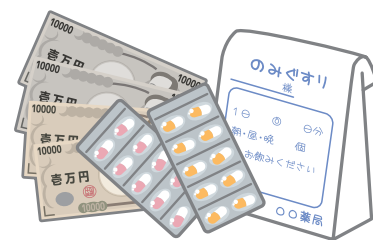
項 目	区 分	60歳未満の者	60歳以上の公的年金 又は障害年金の受給者
年金・事業所得・不動産所得等		年額 130万円未満	年額 180万円未満
給料等(地代・家賃・年金等)		月額 108,334円未満	月額 150,000円未満
雇用保険・傷病手当金等		日額 3,612円未満	日額 5,000円未満

◆資格喪失後の受診による医療費の返還請求

被扶養者の認定取消を遡って行った場合、資格喪失日以降、被扶養者証の回収日(「被扶養者取消申告書」の所属所受付日)前の受診に係る医療費等については、組合員に返還していただくことになりますので、ご注意願います。

受診状況(手術、入院、高額な薬剤を使用している場合等)によっては、高額に返還していただくようになります。

●平成29年4月～11月末現在の返還請求件数は63件です。



被扶養者取消申告は、速やかに!! *被扶養者の取消は、要件を欠いた日まで遡ります。